明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三）　二
○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（四）　七
○関税法施行令等の一部を改正する政令（五）　五
○農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（六）　七
○森林法施行令の一部を改正する政令（七）　八
○動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（八）　八
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（九）　八

〔省　令〕
○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（総務四）　八
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働六）　九
○国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七）　三
○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一）　三

〔告　示〕
○国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（厚生労働二三）　六
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一六五）　三
○動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（環境四）　三

〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）
標準仕様書（TS）の継続について（同）　三
国家試験
CBTによる平成二十三年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　三

〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
平成二十三年度管理業務主任者試験合格者関係　六
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三号）（総務省）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二一年法律第七七号）の施行期日を平成二四年七月九日とすることとした。

◇**住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第四号）（総務省）

1　外国人住民の特例等に関する事項

㈠　日本の国籍の取得又は喪失の場合において、住民票の記載及び消除を行うこととした。（第八条の二関係）

㈡　日本の国籍の取得又は喪失の場合において、住民票の消除がされたときは、住民基本台帳カードが失効しないこととした。（第三〇条の二〇関係）

㈢　通称並びに通称の記載及び削除に関する事項を外国人住民に係る住民票の記載事項とすることとした。（第三〇条の二五関係）

㈣　外国人住民の通称に関し、住民票への記載等の手続に係る規定を設ける等、所要の改正を行うこととした。（第三〇条の二六関係）

㈤　外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項に関し、住民票への記載の手続に係る規定を設ける等、所要の改正を行うこととした。（第三〇条の二七関係）

㈥　外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知は、電気通信回線を通じて送信する方法等により行うこととした。（第三〇条の三一関係）

2　政令で定める日に関する事項

㈠　住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二一年法律第七七号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の政令で定める日を平成二四年五月七日とすることとした。（附則第一条の二関係）

㈡　改正法附則第九条の政令で定める日を平成二五年七月七日とすることとした。（附則第七条の二関係）